

基準13 研究施設

研究施設を建設する場合は、研究対象が当該市街化調整区域に存在することを理由に建設することがやむを得ないと認められる施設であること。

◎ 申請地の面積が1,000㎡以上の場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づき関係各課と事前協議を行うこと。